

民国初年における黄遠庸の政治言説

藤 井 隆

(受付 1997年10月14日)

はじめに

本稿は、民国初年の著名なジャーナリスト黄遠庸の、民国元年から2年の二次革命のころまでの政治言説を検討することを目的とする。黄は1915年にサンフランシスコで刺殺される直前まで、活発な言論活動を続けたのであるが、本稿が二次革命までを対象とするのは以下の理由による。この時期は、いわゆる旧革命派と旧立憲派とを問わずほとんどの政治活動家および発言者たちが、袁世凱政府に対する支持を一応は持続させ、それを前提とした上で、政府と同盟会・国民党を主要勢力とする北京臨時参議院との対抗という政治状況が現出した。そこでは直接の武力行使は、時に可能性としてささやかれながらも、忌避されていたがゆえに、政府を支持する者も、批判する者も、言論の正当性による説得という手段を最優先していたといえる。そのような言論の力の場において、黄の諸言説がいかなる力を行使したのか、またはしえなかつたのかを検討したいと思うからである。

黄遠庸が北京や上海などのさまざまな新聞・雑誌に発表した文章の多くは、彼の死後、『遠生遺著』としてまとめられた。『遠生遺著』は彼の文章を、論説・通迅・時評・雑著の4つのジャンルに分け、各ジャンルともほぼ発表年月日順に配列している。収録されている文章のうち最も早いものは1912年5月のもので、このころから彼は上海の『時報』の北京通迅員として、その豊富な人脈を活用し、借款問題や唐紹儀内閣・陸祥徵内閣の人事問題などをめぐる中央政界の動向を盛んに報告している。この時期の彼のこれらの報道は、民国初政治史研究における一次資料として今日でもし

しばしば引用される。

これらの記事は「通迅」のジャンルに分類されている通り、また自らもたとえば「記者は中立の立場により、判断を下すつもりはなく、記録して国民の公判に供すればそれでよい」（陸総理演説後之政界）などと述べているように、直接または間接の伝聞をそのまま報告するという形式の言説がほとんどである。もちろんここで黄の言う「中立」なる語の意味を我々は注意深く読まなければならない。

民初政治史の資料として黄遠庸のテクストを引用する論者の中には、このような彼の「通迅」を利用する一方で、彼の「論説」における主張は袁世凱を批判している箇所のみを引いて、当時の袁世凱批判の言説を（あるいはその1つのパターンを）代表させるといった議論を進めるものが少なくないように思われる。この時期の政治史を叙述するさいに、政府と議会の対立、擁袁と排袁の消長などといった視角を設定することはそれなりに重要で有意味なことであり、そのような視角の下で黄の言説を適宜利用することは、それ自身としてはさして問題ではない。しかし本稿では、なによりもまず黄のテクスト群に視点をあわせようと思う。

そのさい、黄遠庸が当時の社会状況、政治状況をどのように捉えていたのか、彼の袁世凱に対する一見するとアンビヴァレントな態度はその状況認識といかにかかわり合っていたのかという点に注目することが重要となる。そして、われわれは論者たちによってしばしば引用される黄の袁世凱批判が、実は強力な袁世凱支持によって支えられており、しかもそれが彼の社会状況、政治状況に対する認識に密切に関連していることを明らかにする。

1.1 社 会

さて我々はまず黄遠庸が、辛亥革命によって成立したばかりの民国社会およびその政治状況をいかに捉えていたのかという点から、彼のテクストを検討していく。そのさい主として検討の対象とすべきは彼が「少年中

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

国」に執筆した諸テクストである。これらは『遠生遺著』卷1の「論説」の冒頭に収められていることからも知られるように、民国以降の彼の最初の論説文群であるということができる。「少年中国」は黄遠庸、張君勵、藍公武らが、1912年11月に創刊した週刊誌で、毎期二千部を印刷し、しばしば発行後数時間で売り切れたという¹⁾。黄の論説は、まずはこの自らが発刊に参画した雑誌を舞台に展開する。

1912年11月といえば、政府と臨時参議院とのおもてだった確執もひとまず終息し、第1回国会選挙へ向けて、国民党はその主な勢力を各地の選挙運動へ投入し、一方の反国民党勢力は帰国したばかりの梁啓超が中心となって、共和党と民主党が合併へ向けて動き始めていた時である。そういう中で、黄らは新しい雑誌を創刊し、世論形成を試みる。

「少年中国」第4期に掲載された「少年中国之自白」において、黄は次のように述べている。

本報が世に出て以来、言論界には一種の政治と社会問題の争いが生まれている。言われるところでは、本報は当局者を督責するのにあまりに急すぎて、社会を救済する事ができないのは、一方だけの罪悪ではないということを知らないのだと。記者は残念ながらこの意見に同意するわけにはいかない。現在、論者がいかなる種類の学説を持ち出したとしても、政治が社会を養成する一大動力であることを否定することは断じてできない。また、言論家の発言は専ら権力と責任を持つ人間のみを督責するべきではなく、専ら現実から離れたところから漠然とした〔無蹤無迹〕社会を非難するべきであるなどということも断じてできない²⁾。

1) 許紀霖 1988 66頁。

2) 引用文中の（ ）は原文にあるもの、〔 〕は原文中の対応する語句を示し、〔 〕は訳者の補足・説明を示す。

ここで挙げられている「政治と社会問題の争い」なるものが、具体的にはいかなる論争であったのか審らかにしないが、この黄の記述から見る限り、それは現在の諸々の混乱の原因を政治に帰着させるべきか、それとも社会に帰するべきかをめぐる論争であったのであろう。そのような枠組みの中で、黄は政治こそ社会の原因であると主張するのである。しかしながら言うまでもなく、政治なるものと社会なるものは一方を原因とし、他方を結果として済ませることができるような二項ではありえず、それ自身が互いに絡み合って現前している。黄自身も例えば、「この腐敗した官僚社会、政治社会に宣戦する」³⁾などと述べているように、政治そのものが一つの社会を形成しているというべきである。

政治と社会の対照ということは、すでに同盟会の孫文、胡漢民、朱執信らが『民報』誌上で、政治革命と社会革命の同時並行の必要という文脈で盛んに論じていた。孫文が民生主義の意義を、「欧米社会の禍」を未然のうちに防止するためであると論じていたことから明らかのように、そこでの社会とは土地所有権、より広義には経済構造を主として表現する概念であった。民国成立の後、臨時大総統の職を袁世凱に譲ってからの孫文は、民族・民権主義はすでに達成され、残るは民生主義の達成のみであるとして、実業建設を提唱し、自ら全国の鉄道敷設の活動に邁進する。つまり、当時の孫文にとって、「政治」はまだ十分とはいえないまでも、ある程度は解決済みの問題であり、そのうえ「社会」とは実業・経済の問題であったということができよう。

『民報』との論争のなかで、梁啓超も社会問題、社会革命などの語を同盟会派と同じような意味で用いている。また張東蓀も、1913年7月16日の『庸言』第1期第16号誌上に寄せた「中国之社会問題」なる文の中で、今日の社会問題には、教育問題・女子問題・産業問題・投資問題・労働問題・社会主義取締問題がある、とした上で、これらの諸問題はヨーロッパでは重

3) 「三党合併論」。

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

要だが、中国ではまだ発生していないとして、産業と教育について論じている。

当時のこれらの論者の表象する「社会」とは、土地問題であり、労働問題であり、産業問題であり、といった個別の解決されるべき「問題」として現前していたといえる。それと対照すると、さきに引用した黄遠庸のいう「社会」は、いささか異なる概念であるといえる。つまり、黄にとって「社会」とは個別の「問題」としてではなく、「無蹤無迹」な、個別の「問題」がそこから生じるような全体として表象されており、その上でそのような「社会」を議論の出発点として捉えることに異を唱えているのである。そして彼は上の引用に続けて、次のように述べる。

現在、わが国で国事を論ずる人は、政治学や倫理学から論を立てるのことなく、専ら社会などというものに就いて論を立てるが、これでは全く中国を懷古し恋すべき孤墟と見なし、ただ他人の人類学や考古学の研究の参考に供するようなものである。

つまり黄にとって、政治よりも社会を論ずるという論者たちのアプローチでは、社会を自己から切り放された既成の対象としてしか捉えることができず、社会の「問題」にアクチュアルに対処するには、政治から論じなければならないというのである。言い換れば彼が警戒するのは、社会を個別の問題として論じることが、政治的なるものの排除を不可避的にもたらしてしまうということなのである。

しかし我々がもし黄のこの発言から、現状に変化をもたらすべく働きかける、つまり介入するためには、社会を論じるべきではないという主張を引き出すとするならば、そこにはある混乱あるいは短絡があると言わねばならない。というのも、社会を論じるのであれ、政治を論じるのであれ、論じるという行為そのものがすでに政治的所作なのであって、論じる対象が政治でなく社会であれば、その議論の場では政治なるものを括弧に入れる

ことができるなどという考えは、ナイーヴにすぎるというより、そこに現れる政治の力のほうがはるかに警戒を要するものだと言わねばなるまいからである。政治の問題はすでに解決済みである、政治を語らずに「純粹に」個別の問題に操作的に関与することが可能である、などと言った思念の政治性、言うなれば政治の手前の根源的政治性にこそ黄の目が向けられていたのだということができよう。確かに、「平和」な状況——成功里に遂行されつつある全体主義社会においてであれ、「民主主義」社会においてであれ、このような根源的政治性が、あるいはその痕跡が、意識の前景からほとんど完璧なまでに隠されており、外的視点からはある種の顕著な秩序が維持されているように見える状況——においては、我々はあたかもときおり現れてはさしたる被害ももたらすことなく過ぎ去っていく台風と遭遇するようにしか、このような根源的政治性と遭遇することはできない。あるいはそういう状況を「平和」な状況というのだとすれば、黄が生きていたのは「平和」な状況ではなかったのである。

社会問題を論じている限りにおいては、発話の主体は政治から遠く離れていられるという思念（イデオロギー）に捉えられ、かつそういうイデオロギーの増殖に無意識のうちに加担してしまっている論者たちの中で、いかなる発語をなすべきか。黄の「自白」はこのようないらだちによって導かれているのである。

あらゆる哲学家は人類には自由意思があるのか否かを研究している。これは実に大論争である。しかし総じて言えば、論理あるいは政治を支持〔主持〕する者の多くは心の自由を尊び、物質を迷信する者は人類を機械に等しいとする。およそ一国の存立は、必ず自由の人類によってこそ可能となるのであって、決して機械のような人類によってではありえない。また、一国の士気が発達するには、必ずまず独立自尊というものがあって我がやらずして誰がやるという意識を作らなければならぬ。決して一切万事を社会に帰すということがあつてはならない。

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

黄のこのような大仰とも評しうる語り口にはいささか辟易させられる。また、意志の自由と国家の存立を直結させてしまう性急さも、清末以来の紋切り型である。しかし紋切り型には紋切り型の分類で十分だとばかりに、これをもって、主意主義、自然から作為へ、無意識から自覚へ、近代的主体の確立、啓蒙から救亡へなどといった評語をおしつけて事足れりとするのもまた性急にすぎる。このような発話が、いかなる言説を排除すべく行使されているかということこそを見るべきなのである。ここにあるのは自由意志の問題でも主体の確立の問題でもない。また、啓蒙の言説が抑圧されているわけでもない。なぜならば、啓蒙の言説とは、根源的政治性の効果としてしか見いだされないものだからである。つまり、原初の政治による抑圧の結果として事後的に見いだされるのが啓蒙というカテゴリーなのである。人は成熟する前に成熟について語ることはできない。

政治の力は生活世界のいたるところに浸透し、あらゆる部分を植民地化する。黄の生きた時代にはこのことはほとんど何の説明も要しないほど明らかな事実であるはずなのに、それを見ようとはしない者たち。見えてもやり過ごせると根拠もなく信じているかのごとく発話する者たち——根拠を提示するべく求められているのは、前者ではなく後者の思念のはずでなのに。我々としては、黄の言説がこれらの者たちに向けられていることを確認しておけば、それが主意主義的であろうが、観念的であろうがたいした問題ではない。

1.2 政 治

前節に見たように、黄は政治を離れて社会を論じることを拒否する。あるいはそのような論じ方それ自体にすでに存在している政治を徹底的に強調する。では、彼は「政治」という概念によってより具体的にいかなる指示をしようとしているのであろうか。

「法治国の要素は他でもなく、個人の勢力を排除して、国家の権力によって四民を法律の内に規制することにあるのみである」という一文で始まる

「個人勢力與國家權力之別」という文で、彼は次のように述べる。

立憲国はどのように治まっているのか。〔そこにおいては〕全国の人が、一人一人みな然るべき権利を主張することができる。故に一人一人はみな勢力を有する存在である。しかしながら、一人一人みな然るべき法律に服従しなければならない。故に一人一人はみな勢力を持たない存在なのである。法律は誰が制定し、誰が行使するのか。國家の権力が制定し、行使するのである。憲法の記載によって、國家は人民に対してかくかくの権限を有し、それを総統、議院、司法機関に分配する。よってこれらの機関は権力を有し、機関に属する個人は権力を有しない。

ここでは、何の留保もなく国家を主体として扱っており、また法源についての議論としても粗雑にすぎる。しかし我々はここから、黄が立憲国家の治つまり政治を、端的に権力の配分の問題であると見なしているということを読みとることは許されよう。このことは、以下の主張にいっそう明確に現れている。

およそ権力とは社会の綱維である。今〔権力を〕集め整理して、各種の相応の機関に分配することをしなければ、いくら政府や議会や政党などなどがあっても、国家にとって何の益にもならない。したがって、現在最も重要な政策は、國家の権力を相応の機関に収めることであり、そのほかの連邦制とか集権制とかアメリカ制とかフランス制などといった争いはみなその後のことである⁴⁾。

だから彼にとって、最も喫緊の政治課題とは、國家権力をいかに整序する

4) 「個人勢力與國家權力之別」。

藤井：民国初年における黃遠庸の政治言説

かということであり、それを措いたまま、集権制と連邦制、總統制と内閣制の優劣などといった問題を論じることは本末転倒だと考えていたのである。

それでは、分配されるべき国家の権力とはどこから調達されるのか、あるいは現在どこにあると言うのか。彼は、国家の権力なるものを安易に実体化し、即目的存在物であるかのように見なしていたわけではない。あたかも現在権力が地方に分散しており、それらの権力を集めて各国家機関に配分すればよいと考えていたわけではないのである。

現在わが国の内外は、各々が私を奮い党にしたがい、やりたい放題に法を犯し、弱者を虐げ、力しか眼中にない。国家の権力などどこにも見いだせない。

全国では個人の勢力が互いにしのぎを削り、国民党、共和党、袁党はそれらの勢力によって系統づけされ、それらの勢力を組織化し、個人の野蛮な勢力が完全な組織の下に隠れてその勢力を伸張させている。

法紀が消滅し、制令が届かないままなのは、増大しているのが国家の権力ではなく個人の勢力だからである⁵⁾。

つまり、現在は「国家の権力などどこにも見いだせ」ず、いま存在している力はみな個人の勢力のみなのである。したがって、国家の権力を整序するとは、現在各地に分散している権力を統合し、諸機関に分配するということではない。そうではなくて、国家の権力を創り出さなければならないのである。それが「個人の勢力を排除して、国家の権力によって四民を法律の内に規制する」ということである。それでは、黄のいう「勢力」と「権力」とはそもそもいかなる「力」なのか。

5) 同上。

黄は力なるものを勢力と権力とに明確に区別するが、統治における力の必要性が論者たちの視界に出現したのはそれほど古いことではない。「力を以て人に服するのは、心から服しているのではない」（孟子・公孫丑上）という語が典型的に表しているように、いわゆる徳治主義において、力による統治は望ましからざるものであった。つまり天下は力ではなく徳で治められるべきであった。清末以降、力なるものはまずは西洋の武力というかたちで注目されたが、そのさいの力とは「船堅礮利」という表象と結びついていた。やがて統治の範囲が天下から国家へと転換されるのにともなって、民力という概念が流通し、このころから統治という場面でも力というものが重要性を帯びてきた。そしてこの新たに現れた力は、武力や軍事力などのように目に見えるものではなく、それを欠いては国家の統合が成り立たないもの、いわば天下の統治において徳が果たしていた機能を担うものとして捉えられていることができる。黄が「社会が安定し互いに害しあわるのは國家の権力があるからである」⁶⁾と述べているように、以前はその不在において機能していた力が、今や国家権力であれ、民力であれ、必要不可欠のものとして要請されていること、このことこそ中国における政治思想の転換を典型的に表現しているといえる⁷⁾。

そして、黄が力を勢力と権力とに分割するのは、今や欠くことのできない力なるものを、以前の、徳との対照において捉えられていた力から分離し、それに正当性を賦与するためであったとも考えられる。すなわち現在要請されているのは、かつての力ではなく、むしろ過去にその系譜を求めるならば、力ではなく徳であるということ、このことが勢力と権力の峻別を要求したのである。では、権力と勢力という対立はいかなる＜力＞によつ

6) 同上。

7) 郭国灿 1992はこれを「力の発見」と呼んでいる。同書「尚力卷」参照。また、『翼教叢編』の中で葉徳輝は、梁啓超らの「時務報」「知新報」などに「異学の詫誌」「西文の俚語」が頻出し、「東南數省の文風は日に詭僻に趨き、これを詞章と謂うことはできない」と非難しているが、そこで挙げられている語の中に、熱力、圧力、阻力、愛力、張力などがある。夏曉虹 1991 124頁参照。

て生じるのか。つまり、その対立を可能とするものは何か。それが法であり、平民政治であり、法治国なのである。つまり、法治国家、平民政治という前提においてはじめて権力と勢力の別が有意味となる。黄の「法治国の要素は他でもなく、個人の勢力を排除して、國家の権力によって四民を法律の内に規制することにある」、「平民政治の下では、政治理論を根拠とし、決して個人の勢力を根拠とすることはできない」⁸⁾などの発言によれば、個人の行使する力が、国家権力によって制定された法にその正当性の根拠を持つとき、その力が権力であり、そうでないとき、その力は勢力と呼ばれる。つまり権力や勢力は、法治国家という概念にコミットしている。法治国家という前提のもとではじめて権力と勢力とが対立するのであって、権力と勢力が即自的に対立するのではない。

当時の政治をめぐる議論は、しばしば、国権派と民権派、中央集権論と地方分権論などという対立によって整理されている。そういう枠組みの中では、黄の議論は明らかに国権の強調、中央集権論に分類されよう。しかし重要なのは、彼が、権力なるものを即自的存として捉えてはおらず、権力が権力となるための条件について十分自覚的であったという点である。つまり黄は、中華民国はすでに臨時約法を有する立憲国家であるという前提から、總統制、責任内閣制などの政治型態の優劣を論じる議論を拒否する。彼が最も重要な政治課題とする権力の整序とは、権力を創出することと相即するのである。そしてさらに、権力を創出することは勢力を排除することとも相即的である。それでは、憲法こそまだ制定されていないものの、臨時約法を基本法としてすでに成立しているはずの中華民国で法による支配、あるいは法の支配が貫徹していない、つまり国家権力が存在していないのはいかなる要因によるのか。黄によれば、それは法を機能させるための＜力＞が欠けているからということになる。個人の勢力を排除し、国家の権力を創出するために必要な＜力＞、それはいわゆる政治の次元に内属す

8) 「社会心理変遷中之袁總統」。

るものではありえない。なぜならそれは立憲政治自体を可能にするための条件に関わるものだからである。彼はその<力>に自覺的であったがゆえに、政治を強調したのであり、そしてその<力>の働く領域を「心理」という次元に求める。

2.1 平 民

中華「民」国が誕生していながら「平民」政治が機能していないのは、いかなる原因によるのか。黃はそれを「平民」の不在に求める。

今日の中国には平民はいない。平民を自称し、権利や自由を争っているのは貴族のみであり、農工商は困苦無辜にして、租税を供えて國家を養っている。それらのいわゆる真の平民は、〔実際には〕奴隸にすぎない。非道な行いを恣にし、惨酷不仁なふるまいは中国の今日の平民政治に至ってその極に達している。大總統、革命元勲、官僚政客、新聞記者、奸商著猾、豪彊雄傑、これらは種類も階級も異なるが、全国最高の奉を享受し、飲食男女の樂を極めている点では同一である⁹⁾。

彼は四億人の中国人のうち、三億九千九百万人が平民という名の奴隸であり、わずか百万人の貴族によって虐げられているという。そして大總統も政府も彼らのことを顧みず、世論の機関も彼らを代表せず、政客も彼らのことを調査、研究することがない。文明の政府、文明の司法、文明の警察はみな文明の貴族を保護するものであって、これら三億九千九百万の平民という名の奴隸はその恩恵を享受することはできない。高尚な学理も深遠な政策もすべて貴族の勢力を扶植するためにすぎない¹⁰⁾。このように黃によれば、臨時約法に「中華民国人民は一律に平等であつて、種族、階級、宗教の区別はない」（第5条）と謳われている中華民国には、現実には小数の

9) 「平民之貴族奴隸之平民」。

10) 同上。

特權階層（臨時約法を起草し制定したのは彼らである）と大多数の「奴隸」しかいないというのである。

人が虐げられている、という現状認識は、故なきものではない。兵變は各地で頻発しているし、農民の抗糧・抗租闘争、労働者の罷工は辛亥革命を経ても終息していない¹¹⁾。李大釗も例えば第1回国会選挙の直後に著した「大哀篇」において、政治家、都督を痛烈に批判している。

いわゆる穩健派とは狡猾惡辣な官僚どもあり、急進派とは蛮横盲動の暴徒どもある。そして折衷派とは、両者の隙をうかがって、そのおこぼれをかすめようとするものにはかならない。（中略）見よ、彼らが華衣美食、日々歡樂の巷を徘徊し、酒色にふけって、有力者に取り入り輩下にはらまくその金ははたして誰の膏血だろうか。それでも選挙区に帰れば、無知な民を欺いていう、「私は諸君の代表である、諸君のために苦痛を除いてやろう」と。ところが彼らは肥え太り、わが民は痩せ細っているのだ。（中略）革命以前は、わが民の禍いは一人の專制君主にあった。革命以後は、数十の專制都督にある。（中略）いわゆる民主政治とは小数の豪暴狡猾なる輩の專制政治であって、わが民がみずから主どる政治ではない¹²⁾。

ここにあるのは、革命が成功しても人民の生活の苦しみはなんら改善されないどころか、かえって増大しているという認識である。黄や李のこのような、革命の“効果”をほとんど完全にとでもいうべきほどの強度をもつて否定してしまう言説は、當時（二次革命以前）としては決して一般的なものではない¹³⁾。そして黄はさらに踏み込んで、このような現状を現出するに至った原因について考察を進める。彼によれば、その原因は「遊民政治」

11) 例えば李新、李宗一 1987参照。

12) 「大哀篇」丸山松幸訳、西順蔵編 1977 39~43頁。

13) 楠瀬正明氏もこの点を指摘している。楠瀬正明 1983参照。

と「官迷」という「社会心理」にある。

2.2 心 理

黄のいう「遊民政治」とはいかなるものか。彼はその「遊民政治」において、以下のように述べている。

わが国数千年の政治は遊民の政治のみである。いわゆる学校も選挙（昔の選官の制）も科挙も、みなこの遊民を養い、彼らに悪事を行わせないためのものである。遊民の性は事をなすには足らず、家や国を衰亡させるのには余りある。故に昔のいわゆる聖帝、明王、賢相、名吏は手段を尽くして彼らを籠絡し、万民の食糧を奪って彼らを養い、うまく養うことができれば治世と称し、うまく養えなければ、悪をなす者が蜂起する。（中略）遊客の現在における形態は官僚と政客である。およそ専制の制や家族の制においては、あるいは人を虐げることで食をなし、あるいは人を仰ぐことで食をなす、故に最もよく遊民を叢生させる。

つまり黄に拠れば、中国においては治世といえども、それはたかだか遊民・遊客をうまく籠絡している状態にすぎない。

遊民の世では、あい率いて人を食すのみである。国体が異なり、形式が異なっても、遊民である点では同一であり、人を食すことにおいては同一である。一切の法制は法治国と同じであり、一切の名目は法治国とおなじであっても、他国では政客・官吏となり、わが国では遊民のままである。他国ではみずから養い人をも養うが、わが国では依然としてあい率いて人を食している。なぜか？かの官吏・政客のほとんどは利を生むが、わが国の〔遊民の〕ほとんどは利を生まず、滅亡寸前の国家のおこぼれを食しているからである。

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

革命によって、名目上は法治国家となつても、遊民による支配という点においては専制時代と同一であり連續しているという認識は、専制／共和という区分の有効性を危うくし、ひいては革命の意義にも疑問を付す。

革命を起こすたびに百年、数百年の休息を得るが、休息ができなくなれば再び立ち上がって革命を起こす。故に心を傷める人は言う、わが国は大きいが、そこにいるのは盜と丐の二種類のみであり、二十四部の歴史は盜・丐と盜・丐があい研つ歴史にすぎない、と。今日民国の義士が立ち上がって革命を起こしたことについては、その微言大義は昔と隔絶しており、國本が定まり面目は一新したようではあるが、しかし歴史の根性はあまりに深く、義士のうち自らを保っている者はあまりに少ない。今日では社会革命の説があるが、これはどこから来たのか。革命の目的はもともと貪官・汚吏つまり盜・丐を除くことにあつたのに、今日官僚の侵蝕も地方の害毒も以前のままであり、そのうえ一種の政客階級を生み、驢とも馬ともつかず、盜とも丐ともつかず、法紀が失われ、風俗が衰えてしまったことによる。

二十四史、つまり全中国史は盜と丐同士の争いの歴史にすぎないという主張は、清末の、中国の全歴史を「専制」という語によってトータルに否定する主張にその起源を遡ることができる。ただ清末の場合にはそれが専制からの離脱を正当化する言説として現れたのに対して、黄は専制否定のレトリックを取り込みつつ、いうなれば専制からの離脱の困難さを裏付けるトポス（論拠）として利用する。中国史をトータルに俯瞰できるとするトポス（場処）においてなされる語りが、「歴史の根性」の前でいとも簡単にほとんど正反対の主張を根拠づけてしまう。今回の革命が従来の「改朝易姓」とは異なるということは、それが「大義」によって導かれているということから帰結するわけではない。その「大義」が遊民である政客や官僚の口から語られている点においては、従来の革命と何の相違もない。

では遊民をなくして、平民を創出するにはどうすればよいのか。

我々は一方で袁總統に対し、〔買収、勲位による籠絡などの〕悪らつな政策を用い続けてはならないと警告し、他方で今日の社会の賢者に対し、遊民として人に利用されることに自ら甘んじてはならないと警告する。独立の生計がなくして人の独立自尊はありえない。生計の道は勤儉と寡欲にある。だから哲人は、寡欲が改革の要素であるというのである。現在の社会において、まず第一に、奢侈を排して質朴を残し、第二に独立生計、第三に、必要不可欠な道徳を増強し、第四に、独立自尊。現在、実業によって民を養うと叫ぶ者はまず生計の自立から始め、社会改革を叫ぶ者は、独立自尊から始めよ¹⁴⁾。

黄が訴えかけるのは袁世凱と賢者たち、つまり百万人の貴族たちである。彼は前述の「平民之貴族奴隸之平民」の中で、平民という名の奴隸は大總統や政府も顧ることがなく、輿論の機関も彼らを代表せず、政客たちも彼らのことを調査研究することができないと述べているように、彼自身も平民という名の奴隸の代弁者ではない。彼が農工商の困苦を訴えかけるのも、貴族に対してである。

遊民が遊民であるのは、自ら利を生まないからであるなら、何をおいてもまずなすべきことは、自ら利を生むこと、つまり生計の独立である。そしてそのためには勤儉と寡欲から始めねばならない。貴族／奴隸という構造を解消するために、二項のうちの「上位」の存在に対し、自己規制を求める。しかも内面における規制－寡欲を要求する。このような方向、いわば個々人の内面に言葉を到達させることができるという確信に基づく方策は、この時期の多くの論者も共有するものであった。その典型が、共和国にふさわしい道徳を立ち上げることによって、混乱を解消させようとする、

14) 「遊民政治」。

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

「道徳による救済」論である¹⁵⁾。しかし、このような方途はいかにも実効性が疑わしい。

辛亥革命が破壊から建設へというメタファーで語られうるのは、それが過去から断絶した透明な空間に新たな建築物を立てるという、建築への欲望によって支えられているからである。「道徳による救済」論もこれと同じ欲望によって支えられている。すなわち個々人の透明な内面に、透明な言語によって新たな道徳を建築するという欲望によって。ここにある問題がそのような建築への欲望そのものであるとすれば、革命の効果が十分に得られないことを、内面の操作によって補完することは、始めから失敗を運命づけられているとさえ言いうものである。

黄は遊民政治を持続させる「社会心理」上の原因を「官迷」という語でも表している。「官迷」とは、官職に就くことによって権や利を得ようとするいわゆる「官場心理」であり、官職に就くように「父は子を励まし、兄は弟を励まし、妻を夫を励まし、みな官〔に就くこと〕を家訓となし、ついに一種の社会心理を形成し」ており、その心理は民国成立以後もいささかも衰えていないという。すなわち、「専制は革められても、官の命は革められない」¹⁶⁾。袁世凱の総統としての権威も、中央政府の地方に対する権威も、すべてこの「官迷の心理」のおかげであって、

官迷の心理は大いに発達し、一切の道徳心、廉恥心、名誉心、ひいては一切の功名心（功績を建てようとする野心）も完全に消滅し、今や国勢はここにいたっても権利を争う心は衰えない¹⁷⁾。

と、ここでも結局は道徳や廉恥心がもちだされる。

15) 藤井 隆 1996参照。

16) 「官迷論」。

17) 同上。

官迷の毒の由来は虚栄心や貪心であり、その原因はみな政治の腐敗にある。官吏が一種の特別の階級となり、多くの不義の財を取ることができ、大きな権威をふるうことができる。だからそれを求める者は廉恥を全く喪失し、与える者は驕り高ぶり、恶劣な心理は一切の政治に影響を与える。そもそも文明とは何か。立憲とは何か。それは、一国の人人がみな人格を有し、その人格がおのおの独立平等の価値を持ち、労働によって社会から相応の報酬を受けるということである。現在、官迷のために社会の人々は他人を奴隸とし、食い物にしようとしている。これでは政治の軌道を逸脱することはなはだしい。ゆえに、心ある者は他人を侵し、その財を奪おうとする心を除かねばならない。この二者は官迷の毒の発生源である¹⁸⁾。

官迷の原因が政治の腐敗にあり、その心理がまた政治に影響を与えるという。つまりここでは官迷という社会心理と政治が循環している。この循環がある限り、共和という「大義」によって「專制を革め」ようとしてもうまくいかず、逆に社会心理の改革を目指して、まず他人を奴隸とする心理を改めよ、そのためには廉恥心を養成せよと主張したとしても、社会心理が政治の結果であるゆえに、それも困難である。結局、このような制度（システム）とそれを運用する人間の心理とを二元的に対立させる枠組み自体が問い合わせられるべきなのだ。しかし、黄はこのような枠組みにとらわれながらも、第三の道を見い出そうとする。両項を一気に変換させる試み、それが袁世凱に対するアプローチである。

3.1 袁世凱を督責すること

黄は「少年中国」第1期に「社会心理変遷中之袁總統」を著して以来、その論説の多くを、袁世凱に対する警告、批判に費やしてきた。彼によれば、「昨年秋冬の交、一部の大計を知らぬ者を除いて、當時革命を主導していた

18) 同上。

黎〔元洪〕、孫〔文〕、黃〔興〕および中間で調停をしていた愛國派はみな心から袁を推しており、袁世凱を總統にしなければ大局は必ず崩壊するであろうと考えていた」¹⁹⁾と、南北議和の過程において、同盟会のとりわけ上海系の徹底北伐を主張する者を除いて、大方が袁世凱を大總統に就かせることによる事態の収拾を求めていたことを確認する。しかし、黃は革命指導者たちと、調停者たちの「二派の心理はそれぞれ異なっていた」²⁰⁾という。すなわち前者は「顧忌」によるもので、

兵力による解決を望ます、ゆえに政体が解決しても〔つまり共和政体が確定しても〕、その袁を忌み悪む心に変わりはなく、一部の世論は一国の總統を日々叛賊とみなしてその行動を束縛しようとしている。

それに対して、後者は「依頼」心によるもので、

この人間〔袁〕が平民政治とは終始あい容れず、帝制の復活こそなくとも、開明的な建設など決してありえないことをあきらかに承知しているながら、事ここに至ってはもう如何ともできず、〔現状を〕維持するしかないと考えている²¹⁾。

さらに黃は、後者の「維持派」を「總統が大権を有し、官僚が内閣を組織し、現状維持に努める事すべてに満足している」「絶対的依頼派」または「袁の家奴」と、「事実上は袁を推すことを主張している」が「厳明監督主義」を取ることによって「國家の進歩を期す」人々——これらの人々は国民党にも、共和党にもいるし、とくに民主党はこの考えを旗幟としている——の二つに分ける。

19) 「社会心理変遷中之袁總統」。

20) 同上。

21) 同上。

このように黄は、当時の政界を袁世凱に対する態度をめぐって、二つもしくは三つのグループに分類した上で、「〔顧忌派と依頼派の〕二派の心理は異なるが、互いに利用しているという点では同一である。ゆえに我々が袁公に忠告することは、潮流の変遷を深く識り、政治において海内の期待に応え」²²⁾ ることであると述べる。

梁啓超は1912年2月23日に袁世凱に宛てた書簡の中で、「政界に出没する人士」を旧官僚派、旧立憲派、旧革命派に分類し、「健全な大党は、旧立憲派と旧革命派の中の政治思想を有する者に求めなければならない」²³⁾ と述べている。上述の黄の三分類もこの梁啓超の分類に通ずるといえる。これらの分類の言説に特徴的なのは、いったん「旧」すなわち革命前の立場によつて分類しながら、その分類を解体させつつ、新たな「國家の進歩を期す」「政治思想を有する者」を袁支持の中核グループとして組織化しようという方向をもつてゐる点である。これらの言説には、同盟会内部を分断する意図を見いだすことができるが、同盟会側も国民党への改組を通じてこの方向に呼応しているといふことができる。つまり同盟会・国民党の多数派の意思を代表しているといえる『民立報』において、「共和党は旧官僚派の変相である」²⁴⁾ と、自らを旧官僚派から区別しつつ、改組問題や袁世凱との提携をめぐって、戴季陶らの『民權報』を「小数の激烈の士は罵倒することを旗幟」としている。この種の謬見を除かなければ、国家に安寧の日はない」²⁵⁾ と批判し、さらに「国民党は稳健主義をとる」「稳健とは事理に折衷し、感情に走って偏激の進取となすことがないこと」²⁶⁾ であるとして革命派

22) 同上。

23) 丁文江、趙豊田 1983 617頁。

24) 「袁總統加入国民党之關係如何」(『民立報』1912.9.9)，胡繩武，金冲及1991, 375頁より再引。

25) 「国民党對於總統之態度如何」(『民立報』1912.9.13)，胡繩武，金冲及1991, 336頁より再引。

26) 「本報對於国民党成立之祝言」(『民立報』1912.9.2)，胡繩武，金冲及1991, 386頁より再引。

内部において「激烈派」を排除することによって「政治を運用する中心勢力」²⁷⁾ たらんとした。

このように、政治勢力を三つのグループに分類した上で自らをその中間＝中心勢力であるとする思考は、それが旧革命派から出たものであれ、旧立憲派から出たものであれ同一であるということができる。中間こそ中心であるというのは、そもそも中華民国が南（民軍）と北（清朝）の仲介者の相貌で現れた袁世凱によって出発したということと無関係ではない。中華民国はまだ諸外国の承認を得ておらず、大總統も約法もいまだ「臨時」のものにすぎないこの時期には、「南北の調和」、「党争の調和」こそが優先されねばならなかった。

さて黄は先の三分類の中で、自らを「事実上は袁を推すことを主張している」が「厳明監督主義」を取ることによって「國家の進歩を期す」グループに分類しているのは明かである。すなわち、「本報の袁に対する宗旨は、實に国家のために一歩を譲って、絶対的排袁を願わず、袁が一歩を進めるよう勧め、天下がみな公明な正義によって彼を督責する事を願い、そのための先駆となり犠牲となるものである」²⁸⁾。

では黄はなぜ「絶対的排袁を願わ」ないのか。

袁總統の勢力・魄力・経験は中国の今日には並ぶ者がいない。危亡を維持するにはこの人が任ずるしかない。記者はこのことを認める。（中略）今日、絶対的排袁は危険であると誰もが知っている²⁹⁾。

つまり、一つには袁世凱の力を利用するためであり、いま一つは、袁を排除することが「危険」だからだという。

黄は袁世凱の長所を、意志鎮静、よく変故を御する、経験豊富、ことの

27) 「国民党宣言」(1912.8.13), 孫子和 1981, 57頁。

28) 「少年中国之自白」。

29) 同上。

真偽をよく知悉している、見識が広く包容力がある等々と列挙する³⁰⁾。しかし同時に、このように多くの長所を有しながら、「政を受けて以来、善が日に少なく悪が日に多い」のは、

一つには智識が新社会とあい接することができず、一つには公心があまりに少なく、自己の勢力を扶植しようとする意識があまりに多いからである。総じて言えば、新しい智識と道徳を備えていないからである。ゆえにその長所を善いところに発揮することができず、かえって悪を助けている³¹⁾

からであると批判する。いわば袁世凱は力においては最大であるが、その力の方向が新社会とあい容れないというのである。しかし、黄によれば、そのような個人の力、つまり勢力こそ排除すべきものであったはずである。ならば袁世凱をこそまず第一に排除すべきではないのか。しかし黄は終始一貫して袁世凱が大總統であることを支持する。それは、「いまたとえ孫〔文〕、黄〔興〕が總統となったとしても、彼らが各都督・師長・旅長らに命令を発して彼らを服せしめることができるであろうか。私が思うにそれは無理」³²⁾だからである。つまり国家の権力を創り出すために、個人の勢力を排除せねばならないが、そのためには最大の勢力を有する袁世凱を利用する他ないということである。「法を創り出す暴力」は最大の暴力でなければならぬ。

袁世凱を排除することの可能性を始めから否定してしまうこの考えは、黄にとって妥協ではなく、唯一のとりうる方法と映ったのであろう。孫文や黄興らも袁世凱と協調する道を選んだ。彼らにとっても、その選択は所与の状況の中での最善の選択と映っていたであろう。あらゆる行為は多かれ

30) 同上。

31) 同上。

32) 「個人勢力與國家権力之別」。

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

少なからず妥協の要素を含む。その意味では、黄遠庸や孫文、黄興らの行動は妥協の産物と言えなくもないが、妥協とは次善ではなく最善の選択を選びとるためになすものであるだろう。

さて黄にとって袁世凱を督責し、監督するとは、袁世凱を「進化」させる試みである。

その識見の広さにおいて得難い資質を有することをもってすれば、左右の者が職務を全うし規律に忠実であり、議院が法を遵守して監督し、言論界が公を秉って勧告することができれば、かつて潮流を利用して功名を立てることができ、潮流に逆行し罪咎を受けることを願わない袁総統が進化できないはずはない³³⁾。

袁世凱の進化とは、彼がその政治手法を改めることである。

もし総統が權を攬ることを知つて法を守ることを知らねば、責任内閣はもとより機能せず、總統集權も何の救いにもならない。公私不明、權限不分では、今日の法治国のどんな国体、政体も無駄である。これは排袁、袒袁の両派がともに嘆息するところである。（中略）公器をかりて私人を籠絡すれば、官制も官規もそっちのけとなり、特權をもちいて勝手に恩赦をだしていくには、大典大法も無用の長物となる。（中略）ゆえに私はただ国家に一条の法が存在し、袁総統が国家のためにそれを守ることを望むのみである³⁴⁾。

また黄によれば、袁は「天下の人はすべて官位か金錢によって買収できると考えている。ゆえにその最も得意とする政策は勲位や上将、中将、小将、顧問などあるいは金錢によって籠絡することであり」、袁の根本的弊病は

33) 「少年中国之自白」。

34) 「遁甲術専門の袁総統」。

「顎で使えるような人間しか許容できず、師友や平等な人間を許容できない」³⁵⁾ ことにある。これを袁世凱の権威の基盤という点から見れば、「共和国の最高の地位は必ず国民の最高の信仰によって得るべきである」のに、今の袁は「国民の恐怖心、依頼心および自身の惰性の力によって現状を保持している」ばかりで、「我々が袁公に希望することは、以後国家に対して、国民の一種の最高の信仰心を起こさせることのみであり、それができれば袁公の地位は固く、国家の地位も固くなるが、もしできなければ袁公も国家とともに一種の不可思議な現状の下で必ずや破滅の日を迎える、袁公も国家もろともに崩壊するであろう」³⁶⁾ と述べる。

ここにも見られるように、黄はあくまで袁世凱と国家があたかも“運命共同体”でもあるかのように両者を一体視する。そして皇帝を善導するべく進言する読書官僚のような立場で忠言を繰り返す。この姿勢は宋教仁が暗殺された後も変わらない。それも「たとえ誰が袁公は偉大だと言ったとしても、事実から論ずれば、彼の外交、財政は無計画である〔無經緯〕であることは覆うべくもない」「財政が中国の今日の危亡にいかに関係しているかを、袁公が知っているのか大いに疑問である」³⁷⁾ と、黄が現在の中国の最も重大な問題だとする外交と財政における袁世凱の認識や手腕を全く評価していないにもかかわらずである。つまり黄の袁世凱に対する「督責」とは、「袁が總統であること」という命題を前提としている。彼がこの前提を放棄しないのは、上にも述べたように、袁の力が必要であること——法を創り出す暴力の調達先は袁以外にはありえないこと、したがって袁を排除することは対内的にも対外的にも「危険」であることによる。そしてこの認識は、われわれが先にみた、黄の政治と社会心理との循環についての考えによって強化されているのである。つまり黄によれば、自分で利を生みだすことができず「あるいは人を虐げることで食をなし、あるいは人を仰

35) 「袁總統此後巡迴之経路」。

36) 同上。

37) 同上。

ぐことで食をなす」遊民の存在と、平民政治が実現、機能しないこととが原因－結果の閉じた連鎖を形成している。彼が袁世凱を「進化」させることに拘ったのは、それがこの循環を断ち切る唯一の方法だと考えたからだということができる。つまり「官迷」心理を利用して専ら人を買収し籠絡する袁が「進化」し、「師友や平等な人間」を許容することができるときこそ、「国民の恐怖心、依頼心および自身の惰性の力によって現状を保持」するのでなく、「国民の一種の最高の信仰心を起こさせる」ことができるるのである。自分を金銭や官職で誘惑あるいは恫喝する人間がいる限り遊民は遊民であり続ける。したがって、遊民を独立自尊の平民に変えるには、最強の遊民が自ら変わること、これが唯一の方法なのである。言い換えれば、新たな信仰を国民が自ら生み出すことはできず、あくまで袁世凱がそれを発生させることを期待するしかない。黃が政治を強調していたことははじめに見たが、彼にとっての最大かつ実現の可能性が最も高い政治が、袁世凱を「進化」させることなのである。民力によって成り立つ国家を成り立たせるものは民ではなく袁世凱なのである。

袁公に対して、一種の国民の新たな信仰を発生させれば公の地位にも國家の地位にも福利がもたらされると進言すれば、公はきっとむつをするであろう。(中略) 民が廃するものを誰が興すことができようか。一国が立つ所以は、民が排除するもの〔所廢〕があれば、すなわち民が支持するもの〔所興〕が取って代わることにあるのみである。もし民が支持せず、また〔恐ろしくて〕排除するとも言えないものが現れて、ある人が民がそれを排除できないと考え、かつ民の意思がわからず自己の意思に基づいて実行すれば、その国家は民力によって成り立つのでもなければ、その現れたものによって成り立つものでもない。賢明なる袁總統はこのような事態を望まないであろう³⁸⁾。

38) 同上。

ここに見られるのは民主主義ではなく、いわば民本主義であるといつてもよい。黃は袁世凱に「腕をひと振りして呼びかければ応じる者が雲集する英雄」（魯迅「魔羅詩力説」）を期待したともいえるであろう。我々はここに黃のデモクラシーに対する不理解を見るべきであろうか。しかしおそらく、彼のこの期待は根拠なきものではないであろう。「辺疆が瓜分され本部は共同で監督される、あるいは辺疆が本部に影響し、全国瓜分問題になる」³⁹⁾ という外交危機、借款交渉の頓挫という財政危機、さらに孫文、黃興らも袁世凱との協調を約したという現状などを考えあわせれば、彼の期待は当然であったとさえ言いうのではないだろうか。

2.2 中立と政党政治

はじめにも述べたように、黃遠庸は自らの報道を中立であると自認している。すでに引用した箇所のほかにも、「記者の公平な観察によれば」「記者が最も自信をもっているのは事実を記していることで、あるいは間違つて伝わったこと〔を記事にしているケース〕があるかもしれないが、捏造は一字もない」などと述べている。つまり彼は中立性、公平性、写実性などを標榜しているのであるが、しかしもちろんそのような場所などどこにもない。彼は自分をしばしば新聞記者と自称しているが、政治的立場としては、かつては憲友会の臨時書記を勤め、革命後は憲友会と辛亥俱楽部とともに民国になって「黄河以北で最初に生まれた政党」である国民協進会の成立に関わるとともにその本部常務幹事の一人となり、国民協進会と他の諸団体が合併して結成された共和党にも所属し、さらに進歩党結成後はその交際科主任となる。このように一貫して同盟会・国民党に対抗する、袁世凱の与党ともいわれる政治勢力の一員でありつづけた⁴⁰⁾。

1912年10月には、国民党に対抗しうる政治勢力の結集を図るために満を

39) 「死門開而生門絶」。

40) これらの黄遠庸の政党所属については、邱錢牧 1991 185, 242頁、張玉法 1985, 212頁参照。

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

持して日本から帰国した梁啓超を出迎えに天津に赴いている。その事情を彼は「津門通信」の中で次のように述べている。

北京の空気は余りにも悪く、ちょっと片づけるべき用事があつて天津にやって來た。折しも東京から電報があつて任公が3日に大信丸に乗つて天津に到着するという。黄克強も5日に北京から南下するところで、北京の各党の政客がほとんどまるまる天津に來ている。われら新聞記者も職業柄この機会を捉えてホームズを演じようと思う。そこで記者は駐北京ながら、にわか駐天津記者となつた。

いかにも偶然のめぐり合わせのように記しているが、梁啓超が北京と頻繁に連絡を取り合っていたことからみて、出迎えのために天津に赴いたことは間違ひなかろう。そればかりか黄はこのときの共和党の梁啓超歓迎会において共和党幹事として歓迎の辞を述べている。その歓迎の辞は大略次のようであったという。「中国の政体改革は実のところ先生の賜物です。我が党は平素より先生の教えを模範としております。先生はまだ我が党に入党されではおられませんが、我が党の者は皆先生を精神上の同志と思っておりますので、よりいっそうのご指導をお願い申し上げます」⁴¹⁾。このように一方では探偵といいながら、実際には事件の登場人物を演じているのである。

梁啓超の帰国を受けて戴季陶は激しく梁啓超批判を行うが、袁世凱と会談し八大政綱を発表したばかりの黄興が梁の到着を待つために天津に数日間滞在していることから知られるように（梁の到着が遅れたため黄興は梁に会えなかつたが）、梁を歓迎しその支持を表明することはそれほど片寄つた態度表明ではないとはいえる。しかし黄遠庸が自己の果たしている役回りを述べずに、あたかも“局外”者であるかのような視点から記事を書い

41) 梁啓超 1989所収の「飲冰屋文集之二十九」8頁参照。

ていることは注意しておいてよい。

前節で見たように、黄は袁世凱を批判する論説を数多く書いているが、彼の袁批判は袁が大総統であることを前提としている。

總統府の人は本報を總統府の都察院のようだという。もしそうなら、あえて直言してたびたび逆鱗に触れながら責めを受けないのは、總統が賢明だからである。本報や他報の袁總統に期待する声が益々高いのにその言が省みられないとすれば、それは清末に上奏文が宮中に留められて行われなかつたという制度が現在に復活したということである⁴²⁾。

われわれがしばしば袁總統の命令を有害無益だと反対するのは、その命令が駄目だというわけではない。ただ今日の当局者が急ぐべきことは司法と警察機関を統一し、齊一かつ厳格な方法を探ることであつて、そうであつてはじめて国家に忠誠を尽くすことができ、国民もその福を受けることができるのである。飴のような甘言では何の足しにもならない。政治というものには基礎が必要であつて、機関が政令を実行できるのはその基礎によるのである⁴³⁾。

黄は袁を批判する合間に、このような袁に対する「甘言」を隠そうとしない。そして、黄の袁世凱臨時大總統に対する支持は宋教仁暗殺事件の後も変わらないばかりか、かえって国民党に対する批判を露にする。彼は「国民党はこの一年来、〔袁世凱〕一人に対応することのみに目を奪われ、政治の上で勝利しようとしたしなかった。それが失敗の原因である」⁴⁴⁾と述べ、さらにその失策は南京政府期から始まり、南京政府解散後に新旧、南北を調和する政策を確定できなかつた、国民党に改組したとき宋教仁の初志を貫徹

42) 「最近之袁總統」。

43) 「正告袁總統」。

44) 「對於三大勢力之警告」。

藤井：民国初年における黃遠庸の政治言説

できず、外觀を繕うだけになってしまった、借款に賛成したり反対したりと一貫していなかった、功を求めるに急で、遠大な計画に欠けていた、二十万里の鉄道敷設などと実現不能な主張ばかりしていた、などと革命以来の同盟会、国民党の全歴史を失敗の歴史であったと規定する⁴⁵⁾。また、「国民党は法律派と非法律派とにかくわらず、その目的は専ら排袁にある」⁴⁶⁾と宋教仁暗殺事件に対して、武力解決の主張のみならず、特別法廷を開いて趙秉鈞と袁世凱を出廷させよという主張も排袁という政治的動機からなされていると非難する。

しかし黄は国民党の消滅を願っているわけではない。彼は国民党に対して次のように「警告」する。

国民党は五年十年の決意をもって、政権に近づかず、もっぱら実力を広げ、政治教育を普及させることを宗旨とし、政府に対して忠実な指導者、平和的な監督者となれば、国民党自身もそれによって修養し、革命党から眞の政治家になることができ、中国にとっても国民が大局を維持することができる。そして数年後には国民党の改進の徳は無窮となるであろう。君達が誇り高ぶることがなければ、天下の誰も君達と功を争ったり能力を争ったりする者はいない。今や国民党は誇り高ぶることによって自ら敗北した。その持病は、国情や民意を顧みることなく功を喜び速を欲することにある⁴⁷⁾。

いくら国民党が武力解決を唱え始めたとはいえ、衆参両院で第一党となつた国民党に対してこのような言辞を吐くとは、黄の政党政治に対する信頼の薄さを示しているともいえよう。

確かに黄は政党政治の重要性を何度も強調している。彼は1912年8月20

45) 同上。

46) 「最近之大勢」。

47) 「對於三大勢力之警告」。

日の「鑄党論」において以下のように述べる。

もし立憲国家に政党がなくてもよいとすれば、世界の歴史はみな人を欺くものである。政党は世論政治にとって物とその影のように離れることができないものであり、政党の分岐はすなわち世論政治の分岐であり、世論政治は政党によって表現される。（中略）超然派が発達する日は世論政治が滅亡する日であり、世論政治が滅亡する日は共和が破壊する日である。

このように彼は超然内閣の主張を退け、「現在の政党を分割合併して二大政党とする」⁴⁸⁾ことを主張する。つまり彼は当時の多くの論者と同様に、二大政党制をよしとするのである⁴⁹⁾。しかしその後、国民党、共和党、民主党はみな「私人の擁護人」「官僚の利用物」「個人の権利競争の私有物」にすぎないとし、「私は法治国家には政党の対立が必要だと知っているが、しかし今はその時ではない」⁵⁰⁾とし、三党の合併を主張する。さらに第一回国会選挙で国民党の大勝が判明し始めると、「政党のない時にはまだ是非があったのに、政党ができると是非がなくなった。政党のない時にはまだ一致した世論があったのに、政党ができると故意に異を立てようになった」と嘆き、「自覚のあるものはみな脱党し、専ら清議を提唱することを目的とせよ」⁵¹⁾と毀党論を唱えるようになる。

彼の政党に対する不満は、各政党がその内部においても外部に対しても、政治上の主義によらず利益によって結びついているにすぎないという点にある。他党と政治というゲームの枠内で争わず、相手の人格もみとめない

48) 「鑄党論」。

49) 当時の主な論者たちの政党および政党政治観については、例えば張玉法 1985 第一章「民初政党移植問題的争論」で概観できる。

50) 「三党合併論」。

51) 「政党安在」。

ゆえに、

党争を調和することは外国の政界では意味のないことであるが、中国では深い意義がある。党争をなくすとは〔ゲームの外で相手を〕打ち倒すことをやめるということである。両党の外に袁総統という一種の偉大な勢力がある。理想から論すれば、政党が現状のようであれば、超然たる局外者が局面を支え、党人が互いに打ち倒しあわないようにして、平和的に進めることをわれわれは益々希望する。(中略) 今日、排袁を主張する者は私の発言を袁に与するものとみなし、袁を擁護する者は私の発言を袁を排除するものとみなすであろう。国民の公意においては袁を擁護するも排除するもない。排袁を主張する者は聞くがいい、公らは事実における感情や武力による解決ということを少し抑えて、政治の正道において争うべきである。袁を擁護する者は聞くがいい、公らは偏私の意見や勢力の根拠および一切の詭謀を捨てて政治の正道を行くべきである。これら二派がともに〔私の言を〕聞き入れなければ、われわれ公平無私の国民はただ手を束ねて命を待ち、玉石ともに倒れる運命を待つばかりである⁵²⁾。

ここに見られるのは中心への欲望とでも言うべきものである。自身は「公平無私の国民」として、超越的な視点を所有し、その超越的な視点から見ると、現在の政党間の対立はみな感情、意気、欲のゆえに引き起こされているように見える。政党政治において唯一の「是非」はありえない。そこでは複数の是と複数の非が混在しているはずである。しかし、唯一の中心を仮構する彼の目には、そこには是非がないかのように映る。黄の袁世凱に対する督責とは、地上の複数の小文字の是非から、唯一の大文字の是を超然者袁世凱に帰属せしめることであり、その大文字の是を奪われた各政

52) 「政局之険悪」。

党には小さく分割された小文字の非が割り当てられることになる。

黄の国民党に対する批判の一つに、国民党は「理と欲が交じりあってい
る〔理欲交乗〕」⁵³⁾ というものがある。彼によれば、一人一人が理と欲を分
離させる、つまり欲を抑圧し理を獲得あるいは顕現させれば、自ずと公是
と一致する判断の正しさが認識され、中心へと回帰するであろうと期待さ
れている。この理と欲との対立図式は、この時期、政党政治が機能しない
ことを嘆く論者たちに広く共有されていた⁵⁴⁾。そしてこの理と欲の分離への
志向は、唯一の理が国民全体によって共有（公有）されうる、かつその実
現が救亡の唯一の手段であるという認識を前提としていたということができる
であろう。

清末の革命派は専制王朝を中国を私する者として非難した。民国の成立
とともに初代臨時大總統も、第二代臨時大總統も、大總統は国家の公僕で
あると述べた。黄遠庸は「公」僕である袁世凱臨時大總統が公是の体现者
であることを期待したといえよう。そして彼にとって、公是は複数存在し
てはならなかった。黄にとって、只一つの公是のみが存在しうる場、それ
が中心であり、そこに立つことが中立なのである。それはあまりに痩せた
中心である。だから、そこからわずかでもずれた者は、感情、意氣、欲に

53) 「對於三大勢力之警告」。

54) この理と欲のゼロサムゲームの枠組みの強固さは、溝口 1995の指摘する、中國における公は「反私」的な含意をもつということと密接な関係があるであろ
う。さらにこのような枠組みは宋学（さらに遡ることも可能だが）の延長下にあるのは間違いないだろうが、清末に至って返って強化されているように思う。その
ことはまた、従来人間を含めた自然界を解釈する基礎概念であった理と気のうち、理のみが公なる限定詞を冠されていっそう広く流通したのに対して、気は譚
嗣同以来、ほとんど忘却されてしまったこととも無関係ではなかろう。加えて、アーサー・スミスがその「国民性」論において、中国人の個々の心に視線を
到達させるかのような言説をなしていることも関連している。戊戌期の梁啟超らの
「劣根性」論から五四期の「国民性」論の間に位置する黄遠庸や杜亞泉らの
「社会心理」論の位置については、改めて論じる予定である。なお「国民性」論の
概観としては孫玉石 1979を、スミスについては劉禾 1993および1995, Cp.
2 を参照。

支配されたためであるとされ、中心＝政権に近づくことを拒否される。

一つしかない公是はそれ自体私でしかありえない。このことをわれわれは後の袁世凱の行為において確認するであろう。そしてその時、黃は中国大陸を去るであろう。

結びに代えて

革命が短期間における正統性根拠の転換であるとするならば、辛亥革命も確かに革命であった。ただしその正統性根拠の転換はいささか複雑な様相を呈している。清朝支配は專制という名の下にその正統性を失ったが、新たな正統性は二つに分裂している。袁世凱は一方で清帝の禅定という形式を取りつけ、他方で南京臨時参議院によって正当な手続きによって臨時大総統に選出された。つまり袁世凱は二重の正統性を賦与された国家元首となつた⁵⁵⁾。以後、口口に「調和」「調停」が強調されるのは、この二重性に起因するといえる。しかし二重の正統性根拠は結局のところ正統性根拠たりえない。二次革命によって袁の後者の正統性根拠は実効性を喪失し、結局彼は前者の正統性、つまり中華の支配の正統後継者であることによって自己の権威と支配の維持を図らざるを得なくなったのである。

民国初年の論者たちを、その袁世凱に対する態度によって分類してみることもできよう。最も早くから袁批判の態度を一貫させていたのが戴季陶らしいわゆる国民党激烈派である。ついで二次革命とともに袁世凱批判に転じたのが、孫文、黃興らしいわゆる国民党主流派である。そして袁の帝制施行の宣言とともに批判を開始したのが梁啓超らである。こうしてみると、当初から袁世凱を督責、監督していた黃遠庸は最後まで袁世凱総統を批判で

55) これを丸山 1980の用語で L 正統（つまり Legitimacy）と O 正統（つまり Orthodoxy）とよんでもよい。重要なのは丸山も指摘するように、儒学においては両者は「必然的な内的関連で呼ばれている」のであるが、民国におけるこの二重性においては、一方の正統性がまさに他方を否定するところに成立するという点にある。このことこそ「調和」が失敗に帰さざるを得なかつた所以である。

きなかったという点が改めて注目される。社会心理の強固な持続性を強調する黃は、二次革命以後の袁世凱支持に対する代償を希求するかのように、視線を内向させる。この点の検討は別稿を予定している。

民国初年において、政治言説の中心は袁世凱であった、究極のところ袁世凱を擁護するのか、それとも批判するのかが、たえず議論の中心でありつづけたのである、という解釈の妥当性は、それ自身検討に付されねばならない。われわれが黄遠庸の言説に注目するのも、一つにはそういう検討の一環としてである。袁世凱を評価しようとする前にまず袁世凱評価を評価することがなされねばならない。

参考文献

- Ch'en, Jerome 1972 YUAN SHIH-K'AI second ed. Stanford University Press = 守川正道訳 1980 「袁世凱と近代中国」 岩波書店
陳旭麓主編 1981 『宋教仁集』 中華書局
丁文江、趙豊田編 1983 『梁啓超年譜長編』 上海人民出版社
藤井 隆 1996 「調和論の帰結——杜亞泉の試み——」『中国哲学研究』第10号 東京大学中国哲学研究会
後藤延子 1985～1987 「民立報期の章士釗（正・続・完）」「文化受容とその展開」
信州大学人文学部特定研究報告「信州大学人文学部人文科学論集」第20号、22号
郭国灿 1992 『中国人文的重建』 湖南教育出版社
胡繩武、金冲及著 1991 『辛亥革命史稿』 第四卷 上海人民出版社
胡象賢 1983 『民初国会之淵源與及其失敗原因的分析研究』 学海出版社
黄遠庸 1920→1984 『遠生遺著』 中華書局
陶菊隱 1957 『北洋軍閥統治時期史話』 第一冊 生活・讀書・新知三聯書店
楠瀬正明 1983 「民国初期における知識人の苦惱——黄遠庸を中心にして——」「アジア研究」第三号 広島大学総合科学部アジア研究講座
李劍農 1930→1974 『最近三十年中国政治史』 学生書局
李守孔 1964 『民初之国会』 台湾商務印書館
李新、李宗一主編 1987 『中華民国史』 第二編第一巻 中華書局
梁啓超 1989 『飲冰室合集』 四 中華書局
劉禾 1993 「一箇現代性神話的由來——国民性話語質疑」「文学史」第一輯 北京大学出版社
Liu,Lydia H. (劉禾) 1995 Translingual Practice: Literature,National Culture, and

藤井：民国初年における黄遠庸の政治言説

Translated Modernity —— China, 1900–1937 Stanford University Press

- 丸山真男 1980 「閻斎学と閻斎学派」『山崎閻斎学派』日本思想大系31 岩波書店
溝口雄三 1995 『中国の公と私』研文出版
西順藏編 1977 『原典中国近代思想史』第四冊 岩波書店
邱錢牧主編 1991 『中国政党史』山西人民出版社
佐藤慎一 1996 『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会
孫玉石 1979 「魯迅改造国民性思想問題的考察」『魯迅研究集刊』第一輯 上海文芸出版社
孫子和編 1981 『民国政党史料』 正中書局
夏曉虹 1991 『覚世与伝世—梁啓超的文学道路』上海人民出版社
許紀霖 1988 『無窮的困惑』上海三聯書店
横山宏章 1996 『中華民国史』三一書房
Yong,Ernest P. 1977 The Presidency of Yuan Shih-k'ai,Liberalism and Dictatorship in Early Republican China The University of Michigan Press = 藤岡喜久男訳
1994 『袁世凱總統——開発独裁の先駆——』光風社出版
章開沅主編 1990 『戴季陶集（1909～1920）』華中師範大学出版社
張朋園 1978 『梁啓超與民国政治』食貨出版社
張玉法 1985 『民国初年的政党』中央研究院近代史研究所
—— 1993 『辛亥革命史論』三民書局